

### 第3回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議 議事録

日時：令和2年3月11日（水）16：10～16：40

場所：第三応接室

#### ○松野危機管理局次長

ただいまから、第3回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催します。  
はじめに、危機管理局から対応状況等について説明があります。

#### ○貝守統括調整部長

本日の開催趣旨でございますけども、一昨日、3月9日ですが、国の専門家会議が示した見解では、我が国の状況は爆発的な感染拡大には至っておらず、一定程度持ちこたえているのではないかというふうな認識が示されております。

県内では、これまで新型コロナウイルスへの感染者が発生していないということでございますが、引き続き感染予防、拡大防止に全力を尽くす必要があります。

そこで政府ですけども、昨日3月10日ですが対策本部を開きまして、第2弾の緊急対応策を決定したところでございます。

これを受けて、早急に個別の対応策の検討が必要な状況となっております。

また、既に学校等の臨時休業措置やイベント等の中止、延期が行われているところでありますが、こうした状況が長引くことにより、地域経済や観光等への影響が見られ、また子どもの居場所の確保といった問題も生じている状況でございます。

県内への影響の把握に努め、対応策を検討し、県としても取るべき対応を速やかに実行していくため、全庁連携して取り組むとともに、県民の皆様に御理解、御協力をお願いするという趣旨でございます。

2番目の発生状況につきましては、後ほど、健康福祉部から御説明してもらいます。

2ページをお開きいただきまして、各部局等の対応ですが、この後、各部局長の方から説明を予定している部局長以外について私の方から説明します。

環境生活部、真ん中より下ですけども、ここでは、県消費生活センターにおいて、消費者に対し電話に惑わされない冷静な購買活動等の呼びかけを行ったというふうなことです。

3ページをお開きください。

農林水産部、ポツの3つ目、農林水産省、林野庁、水産庁からの通知を受け、各地域農林水産部において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の一時中止や工期、又は履行期間の延長について受注者の意向確認を実施したいというふうなことです。

下から2つ目、営農大学校を3月9日から3月19日まで臨時休業とし、これに合わせて学生寮を閉鎖したというふうな対応等々でございます。

それから一番下は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う農林水産分野への影響を把握するため、農林漁家民泊の利用状況、流入の流通状況及び農畜水産物の流出状況等に関する調査を開始したい、今後、定期的に調査を実施しながら必要に応じて国による対策の活用等を検

討していくというふうなことです。

次、県土整備部ですけれども、一番下のポツですが、工事等について、受注者から一時中止や工期延長等の申出がある場合には、一時中止や設計箇所等の変更をすることとしているというふうなことです。

5ページでございます。警察本部。

ポツの4つ目、青森県警察新型インフルエンザ等対策委員会を2月6日以降、4回開催し、職員の感染予防の徹底等をしているほか、感染者認知前、その後などの段階ごとにおける各所属での対応についての情報共有をしたというふうなことでございます。

次に、今後の対応です。

まず、政府の第2弾の緊急対応策を踏まえた対策ということで、政府の緊急対応策が出されましたので、その詳細を早急に把握していただいて、県として取るべき対応を速やかに実行に移し、今後の県内での健康被害、社会経済への影響を最小限に抑えるというふうなことが対応として必要になってございます。

それから、県主催のイベント、行事等の実施についても当面継続するというふうなことにしてございます。

まず、別紙1の方を御説明いたします。

新型コロナウイルスに関する緊急対応策第2弾、ポイントというふうなものですけれども、柱として4つあります。

まず1番最初の柱、感染拡大防止策と医療提供体制の整備ということで、その中の感染拡大防止策として、ポツの2つ目、介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等に対する補助というふうな対策が出てきております。

次が需給面からの総合的なマスク対策ということで、ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、転売行為を禁止。

それから、布製のマスク2千万枚を、繰り返し使えるというマスクですけれども、国で一括購入し、介護施設等に緊急配布すると。

また、医療機関向けマスクにつきましては、1、500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布するというふうな対策になっております。

それから、PCR検査体制の強化ということで、PCR検査を保険適用というふうなことは、これは始まってございます。

次が医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速というふうなことで、緊急時5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援というふうな対策が打ち出されています。

それから、症状がある方への対応というようなことで、健康保険制度における傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化と周知徹底というふうなことでございます。

大きい柱の2つ目、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応でございます。

まず、保護者の休暇取得支援等ですが、正規、非正規を問わない新たな助成金制度の創設ということで、国が10分の10出すということで、日額上限8,330円を限度に助成するというふうなことです。

それから、委託を受けて個人で仕事をするフリーランスの方々も支援するというので、

一定の要件を満たす方に日額4,100円を支援するというふうなことになっています。

次が個人向け緊急小口資金等の特例ですけれども、これは、生活福祉資金に緊急小口資金等の特例を創設するというふうなことで、無利子償還援助等の対策も打ち出されております。

次が放課後児童クラブ等の体制強化等というようなことで、午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国10分の10で支援するというふうなことになっております。

その下、学校給食の休止への対応ですが、臨時休業期間中の学校給食費を保護者に返還するように要請して、その負担につきましては、国によって費用を負担するというふうなこと。それから、給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援も行うとされております。

右上の方にいっていただきまして、事業活動の縮小や雇用への対応ということで、まず、雇用調整助成金の特例措置の拡大でございますけれども、特例措置の対象を全事業所に拡大する、対象を明確化するというふうなことになっております。

それから、強力な資金繰り対策ということで、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を5千億円規模で創設するというふうなこと。

それから、中小、小規模事業者等に実質的に無利子、無担保の資金繰り支援を行うというふうなことになっております。

それから、日本政策投資銀行及び商工中金による危機対応業務等を実施して、資金繰りや国内サプライチェーンの再編を支援するというふうなことになっております。

その2つ下、観光業への対応ですけれども、将来の反転攻勢のための基盤を整備するというふうなことで、魅力的な観光コンテンツの造成、多言語表示、あるいは観光地の誘客化の本格化等を支援するといった内容になっております。

大きい柱、最後ですけれども、4番目、事態の変化に即応した緊急措置等ということで、まず、新たな法整備は、新型インフルエンザ等対策特別措置法を新型コロナウイルス感染症に適用するというので、3月10日に閣議決定、3月13日に参議院を通過して成立というふうな予定と聞いております。

それから、水際対策のほか、行政手続、公共調達等に係る臨時措置等ということで、確定申告期限の延長、それから運転免許の更新の優遇措置等も打ち出されております。

また、公共工事等の工期の延長等の柔軟な対応、そして、納期の延長を行った事業等に係る繰越の断続的対応を行うというふうなことになっております。

一番下、地方公共団体における取組への財政支援ということで、この地方公共団体の財政運営に支障のないように本対応策の実行に最終的に必要となる地方負担については、支障が生じることのないように適切に対応するというふうなことになっております。

この紙は、以上です。

2枚目がその緊急対応策の第2弾の規模ということで、予備費等を活用して、第2弾は4,308億円の財政措置というふうなことになっております。

それから、資金繰り等につきましては、総額1.6兆円規模の金融措置というふうなことになっております。

次が、別紙2でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント、行事等の開催の考え方と開催時における対策についてですが、まず、当初、3月15日、日曜日までとしておりましたが、政府の方で概ねこれから10日間ぐらいまた要請するというふうなこともあり、県としては、様々なイベント行事等の準備等もございますので、この期間を3月31日まで延長することにしております。

ただ、基本的な考え方、それからイベントを開催する時の感染防止対策については変わってございませんので、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

○松野危機管理局次長

次に健康福祉部から説明をお願いします。

○有賀健康福祉部長

健康福祉部です。

「新型コロナウイルス感染症について」という資料を御覧ください。

国内の発生状況でございますけれども、現時点で全国33都道府県で感染患者が確認されております。

そのうち、東北地方としては宮城県、秋田県、福島県の方で患者さんが確認されているという状況でございます。

県内の状況としては、県内ではまだ発生ございません。

ただ、疑い例ということで、検査を順次実施しておりますけれども、これまで、3月10日現在では、疑い例が61件ございまして、この検査結果、いずれも陰性でございました。

相談センターの相談件数ですが、1枚おめくりいただきまして、別紙というところでございますけれども、一番上の寄せられた相談件数、こちら3月4日現在の数字になりますけれども、保健所に寄せられた件数、一般的な件数が1,924件、そして、帰国者・接触者相談センター関係の件数というのが462件ということになっております。

一番下の方が、先ほども申し上げました検査の実施状況でございまして、これまで、3月10日時点で61検体やっておりますけれども、県内でやった検査について陽性だったものはなく、全て陰性だったということになります。

またお戻りいただきまして、健康福祉部での取組状況ということですが、まず相談体制の強化をいたしました。保健所の電話回線の増設や翻訳機等の配置。

そして、検査体制の強化ということで、PCR検査機器の配置を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症医療対策会議ということで、こちら、県内の医療関係者等々にお集まりいただいて、医療提供体制の協議検討、こちら2月28日に行いました。

また、昨日からでございますけれども、新型コロナウイルス感染症コールセンターということで、こちらセンターを開設しております。

また、県民の皆さんに対する感染症予防等のメッセージ発信ということで、テレビCM、

新聞、ラジオを使った放送ということで、コメントの放送を検討中ということもございませうけれども、既にやったものも含めてこのような状況でございます。

また、県民の皆さんへお伝えしていること、ということになりますけれども、県民の皆様におかれましては、風邪のような症状がある場合は、会社を休んだり外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止に繋がる行動に御協力をお願いしますということでございます。

また、特に高齢の方、基礎疾患をお持ちの方については、人ごみの多いところをできるだけ避けていただくなど、感染予防、特に御注意いただくようお願いしたいというところになります。

続きまして、3枚目になりますけれども、少し、先ほどもお話がありましたけれども、新型コロナウイルスのPCR検査、こちらが3月6日から保険適用されておりますので、この検査体制について、まず御説明をいたします。

これまで、症状がある方が、まず帰国者・接触者相談センターに相談されたり、もちろん、かかりつけ医、一般の医療機関というところに行かれるということがあったわけですが、基本的には、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診していただき、そこから保健所へ御報告いただいたうえで検査を行うということでございますけれども、これからは、帰国者・接触者外来において、保健所を通さずに直接こちらの外来の方から民間検査機関やPCR検査可能な医療機関といったところ、民間の検査機関等に直接PCR検査を依頼できることとなりまして、それは、帰国者・接触者外来のところで保険適用として請求していただけるということになりました。

なお、こちらですが、帰国者・接触者外来等以外の一般の医療機関から直接民間検査機関等にこのPCR検査を依頼できるようになったということではなくて、従前どおり、帰国者・接触者外来等の医師がこの検査、PCR検査の必要性を判断したうえでPCRを行うということになります。

また、現時点で青森県の場合では、基本的には、帰国者・接触者外来で基準に合致する者、若しくはそこで診察されたお医者さんが、医師が、総合的にそれを疑った方が良いということで判断したものについては、基本的には、環境保健センターの方で検査が行われているということでございますので、この形というのが、基本的には、この後も続いていくということでございます。

健康福祉部からは以上でございます。

#### ○松野危機管理局次長

続いて、各部局から発言をお願いします。

はじめに総務部からお願いします。

#### ○鉄永総務部長

総務部です。

2点ございます。

1点目が、先ほどもありましたが、国の確定申告期限の延長がなされたことに伴いまして、県税におきましても、個人事業税について申告期限の延長をするということで、現在、手続を行っているところです。

また2点目としまして、職員の勤務関係になりますが、新型コロナ関係につきましても、出勤困難休暇の対象とするということ、また、時差出勤制度につきましても、区分を拡充するなどしまして、これを庁内各課に通知し、現在、必要に応じて活用していただいているところです。

以上です。

○松野危機管理局次長

企画政策部、お願いします。

○橋本企画政策部長

企画政策部です。

まず、今の資料ですね、危機対策本部の対応状況という資料の2ページのところに企画政策部の取組、更新した分が書いていますが、東北運輸局からの要請や統計局からの通知に基づいて、それぞれ青い森鉄道社内放送ですとか、統計調査員に対する対応を行っているというところです。

もう1つは、資料で企画政策部のクレジットのついた「県内航空路線への影響について」というペーパーがございます。

新型コロナウイルス感染症によりまして、県内航空路線について、順次各航空会社から減便についての発表がされています。国内線については、御覧のように日本航空からは、3月4日をはじめとして、3月6日及び3月10日、それぞれ順次発表がされておりまして、青森・東京線のほか、青森・札幌線、青森・大阪線、三沢・東京線の一部減便が発表されているところです。

また、本日、全日空からも、青森・札幌線の一部減便が発表されております。

国際線について、前回の会議の報告以降、青森・台北線の運休期間が、3月28日までという形で延長されております。各航空会社の今後の状況ですけれども、新型コロナウイルス感染症の状況によって、それぞれ航空路線の移動の需要等もいろいろ変化しているという状況もありますので、今後も各航空会社と連携を取って、情報を取っていきたいと思いますが、今後もこういった、それぞれ様々な影響が路線ごとによって出てくることも十分考えられる状況であるということでございます。

以上です。

○松野危機管理局次長

商工労働部、お願いします。

○田中商工労働部長

資料の3ページを御覧ください。2点ございます。

1点目、新型コロナウイルス関連で売上減少等の影響を受けている県内中小企業者について、県特別保証融資制度の経営安定化サポート資金に災害枠を適用することにつきまして、昨日、本部長の御了承を得まして、本日、3月11日から適用開始しております。

2点目ですが、県内中小企業への影響についての調査ですが、先月一度調査しましたが、再度調査に着手しております。必要に応じて、結果がまとまり次第、必要に応じて追加の対応を検討しております。

以上です。

○松野危機管理局次長

観光国際戦略局からお願いします。

○秋田観光国際戦略部長

では、資料の4ページを御覧ください。

ポツの4つ目ですけれども、観光事業者等の影響についての継続的な情報収集につきまして、観光、宿泊、飲食、小売、交通事業者等から生の声の収集と合わせまして、企業意識の調査を実施しているところでございます。

1つ飛びまして、浅虫水族館のイルカショーにつきましては、クラスター感染予防の視点から2月29日、土曜日から中止しているところでございます。

そして、既に通知等を差し上げておりますけれども、観光事業者等に対する衛生対策等の説明会を健康福祉部、商工労働部と合同で来週16日と17日、青森、弘前、八戸、むつ、県内4か所で開催することとしております。

内容といたしましては、まず、保健所職員による衛生対策の説明。それから、商工関係の支援策の説明。それから、予備費対応で作成をいたしました外国人観光客向けのリーフレットの配布説明。それから、その後に個別相談会といたしまして、政策金融公庫、信用保証協会の職員の方を交えました個別相談会を開催するというようにしております。

以上でございます。

○松野危機管理局次長

教育庁からお願いします。

○和嶋教育部長

資料の5ページになります。

新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策等の情報について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ周知するとともに、参考として私立学校等へ情報提供しているところです。

特に2つ目ですが、県立学校における卒業式ですが、感染防止対策を講じまして、実施、一部、今後実施する予定の学校もでございますので、実施することとなります。

臨時休業ですが、3月3日から学年末休業日までというふうにしております。

高等学校の入学者選抜についてですが、感染防止対策を講じまして、昨日、3月10日に実施いたしました。一斉検査の実施ということで、3月23日の対応については、関係機関へ周知をしていたところですが、現時点では、昨日の欠席の中で感染の疑いのあるということの申出があった受験生はいません。

ただ、これにつきましては、欠席した受験生の中で、今後、そういうことで追試の希望ということについては、追試の希望を実際受けますのが18日までとなっておりますので、この実施については、今後、そういう状況が全くないということではないというか、ある可能性があるということで御理解いただければと思います。

次に文部科学省の通知を受けまして、子どもの居場所の確保について、県立学校、市町村教育委員会、関係機関に周知しているところです。

また、県教委の主催する不特定多数の集まるイベント等は中止しております。

一番下になりますが、現在、文部科学省から依頼を受けまして、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業の実施状況、これは子どもの居場所の確保等を含むアンケートの依頼が来ておりまして、市町村教育委員会も含めまして実施したところでございます。

以上です。

#### ○松野危機管理局次長

それでは、本部長から指示事項がございます。

#### ○三村本部長

新型コロナウイルス感染症への対応について、現在、本県において感染者は発生しておりませんが、全国的に感染が拡大しており、青森県においてもいつ発生してもおかしくない状況であることは継続しており、依然として警戒を緩めることはできないものと考えております。

これまで、去る3月3日から春休みまでの間、県立学校の臨時休業の措置を講じたことをはじめ、県内全市町村において、公立・私立学校の臨時休業が行われているほか、イベント等についても中止や延期、航空路線の運休・減便など、県内でも影響が広がっております。

こうした状況が長引くことにより、県民生活はもとより、地域経済、観光等への影響も深刻化することが懸念されている中で、昨日、政府は、対策本部において第2弾の緊急対応策を徹底したところであります。

その中で示された感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等への対応について、各部局におかれましては、国の対応策の詳細を速やかに把握のうえ、これを最大限活用するとともに、県としてできる取組を早急に検討しまして、危機対策本部のもと、全庁連携して実行していくように、これを指示いたします。

よろしく申し上げます。



○松野危機管理局次長

続いて、本部長からメッセージをお願いします。

○三村本部長

新型コロナウイルス感染症への対応については、県民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、感染の防止に全力を尽くして参りました。

本日現在、幸い本県におきまして感染者は発生しておりませんが、全国的に感染は拡大し、本県においてもいつ発生してもおかしくない状況は継続しており、依然として警戒を緩めことはできません。

一方、学校等の一斉臨時休業による様々な影響のほか、観光、輸出、地域産業への影響に対してもしっかりと対応していく必要があると考えており、現在、その実態の的確な把握に努めているところであります。

県においては、昨日、政府が決定いたしました第2弾の緊急対応策を踏まえ、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等について、国の施策を最大限活用いたしますとともに、地域経済につきましても、今後の推移を注視し、必要な取組につきましても、躊躇なく対応して参ります。

また、県民の皆様方におかれましては、引き続き冷静な対応を心がけていただきますとともに、感染拡大防止に御理解、御協力くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

○松野危機管理局次長

以上をもちまして、危機対策本部会議を終了します。